

土地・家屋・償却資産の申告について

● 土地・家屋の申告

☆ 土地

・ 住宅用地の申告について

平成18年中に住宅などを建築、取り壊し、あるいは土地の用途を変更したかたは、申告してください。この申告により住宅用地として認定され、より住宅用地として認定され、場合は、固定資産税が減額されます。

また、土地は登記地目以外

の使用はできないことになっていますので、本来の登記地目と違う形態で使用しているかたは、地目変更登記が必要です。

☆ 家屋

・ 新築住宅などの取得における申告について

平成18年中に住宅（共同住宅を含む）を建てられたかたは、申告してください。この申告により、新築住宅などの特例対象となつた場合は、固定資産税が減額されます。

また、建物の建築および取り壊しをする場合には、届け出をしてください。

● 償却資産の申告

○ 申告の必要なた

償却資産は、平成19年1月1日現在、市内で事業（農業を含む）に使っている資産のうち、土地や家屋、自動車、小型特殊自動車以外の資産で、取得価格が20万円以上のものが対象になります。

▼ 申告期日

・ 土地 || 住宅用地の申告

1月22日(月)まで

・ 家屋 || 新築住宅等取得の申告

1月31日(水)まで

・ 債却資産

1月31日(水)まで

○ 申告の方法

住宅用地および新築住宅などの取得における申告については、土地および家屋の登記事項証明書（写しでも可）と印鑑を持参して申告してください。

支所市民生活課
(内線622556・622557)
(☎ 235-111)

● 忘れていませんかナンバーを

トランクター、乗用田植機、コンバインには、軽自動車のナンバーの取り付けが必要です。

問い合わせ先

本庁税務課 (☎ 235-111)

▼ 土地
(内線187・188)

▼ 家屋・償却資産
(内線189・199)

▼ 軽自動車
(内線182・183)

※なお、軽自動車の、ナンバーの交付は、支所市民生活課税務係でも行っています。

20歳になつたら国民年金



成人式を迎える皆さんおめでとうございます。これからは、一人前の大人としてたくさんおの権利を得るとともに、さまざまな義務を負うことになります。国民年金に加入して保険料を納めるのも義務の一つです。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべてのかたが加入し、保険料を納め支え合う制度です。学生であっても、20歳になつたら国民年金に加入しなければなりません。忘れずに入手手続きをしましょう。

所得が少なくて、保険料を納められないときは?

申請による保険料の免除制度をご利用ください。

● 若年者納付猶予制度

▼ 年金手帳、印鑑▼ 学生の場合、学生証または在学証明書の写し

▼ 失業の場合、離職票または雇用保険受給資格者証▼ 転入の場合

保険料の納付方法は?

国が発行する納付書で、各金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。また、申し出により口座振替で納付することもできます。

▼ 年金手帳、印鑑▼ 学生の場合、学生証または在学証明書の写し

▼ 失業の場合、離職票または雇用保険受給資格者証▼ 転入の場合

※申請は毎年必要です。また、10年以内であればあとから保険料を納付することができます。

保険料を納めないとどうなるの?

老後だけでなく、万が一のときにもサポートしてくれるのが国民年金などの公的年金です。

保険料を納めないでいると、老齢基礎年金を受けられなくなったり、年金額が少なくなったりするとともに、病気やけがによ

る障害基礎年金、妻と子を残して夫が亡くなつたときの遺族基礎年金を受けられないことがあります。

問い合わせ先

国保年金課

(☎ 235-111 内線2244)



また、税理士に依頼しているかたは、お早めに税理士に相談してください。

14